

平成 31 年 2 月 18 日

農業用ため池の管理及び保全に関する法律案に対する意見

全 国 市 長 会
経 済 委 員 会

標記法律案の立案に当たっては、都市自治体に新たな事務または負担の義務付けがなされることから、下記事項について十分配慮されたい。

記

1. 農業用水の確保を目的とする農業用ため池の適正な管理及び保全に関する第一義的責任は国にある。したがって、都市自治体の特定農業用ため池に係る関与は、地域住民の生命、身体及び財産を守るための地域防災力の向上に限定したうえで、国、都道府県、市町村の役割分担を明らかにすること。
2. 特定農業用ため池の指定に当たっては、指定に係る基準を一律とするのではなく、都市自治体の意見を十分に尊重し、特例を設けるなど、防災上、真に対策が必要な農業用ため池が指定されるようにすること。
3. 国は裁定による特定農業用ため池の管理に優先して、当該ため池の防災工事に係る施行命令や代執行が十分になされるよう、都道府県を強く指導すること。また、都市自治体の土木技術職員の不足や厳しい財政状況等にかんがみ、裁定による特定農業用ため池の管理により都市自治体の負担を増大させないよう、十分に配慮すること。

4. 都市自治体が裁定による特定農業用ため池の操作、維持、修繕その他の管理に要する費用を所有者から徴取できない場合、所有者が負担すべき費用が都市自治体に転嫁されないことがないように、国費等の財政措置を講じること。
5. 都市自治体が施行する農業用ため池の防災工事については、農村地域防災減災事業等を重点配分するなど、十分な財政措置を講じること。
6. 都市自治体が農業用ため池の保全管理を適切かつ円滑に行えるよう、ガイドラインやチェックシートの作成、研修の開催、アドバイザー派遣や相談体制の構築など、十分な支援措置を講じること。

以上